政令

内閣官房組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

政令第八十七号

内閣官房組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「六十四人」を「六十五人」に改める。

第八条第三項中「九十人」を「九十一人」に改める。

附則第二項中「、一人は令和四年三月三十一日まで、他の一人は」を「一人は、」に改める。

附則第四項中「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「六十四人」を「六十五人」に、「七十三人」を「七十四人」に改める。

附則第五項を削る。

附則第六項中「九十人」を「九十一人」に、「八十九人」を「九十人」に改め、同項を附則第五項とする。

附則第七項中「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「九十人」を「九十一人」に、「百二人」を「百三人」に改め、同項を附則第六項とする。

附　則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

郵政民営化委員会令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

政令第八十八号

郵政民営化委員会令の一部を改正する政令

内閣は、郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第百八十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

郵政民営化委員会令（平成十八年政令第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「四人」を「三人」に改める。

附　則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

デジタル庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

政令第八十九号

デジタル庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十三条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

デジタル庁組織令（令和三年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「四人」を削り、同条に次の一項を加える。

3　審議官の定数は、併任の者を除き、四人とする。

第三条第四項中「十七人」を「十八人」に改める。

附　則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

内閣府本府組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

政令第九十号

内閣府本府組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第六項中「十五人」を「十六人」に改める。

第九条第三項中「九人」を「八人」に改める。

附　則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一